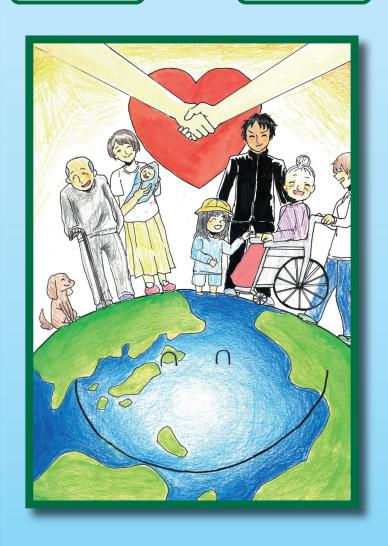
## 川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

# やさしざあかしか いきいきプラン



2018 平成 30 年度 **2020** 平成 32 年度



平成 30 年 3 月



## ◆ 計画策定の趣旨

#### 1 計画策定の背景

わが国の高齢化は急速に進み、本市においても、高齢化は国や県よりも緩やかに推移するものの増加を続け、75歳以上の後期高齢者人口は、平成31年度には高齢者人口のうち半数以上を占めるようになると見込まれています。

平成12(2000)年度の介護保険制度の開始以降、本市では6期に渡って高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画を策定しており、高齢者が尊厳を持って暮らせる社会の実現をめざし、介 護予防や地域密着型サービスの充実、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケア体制の構 築に向けた取り組みを推進してきました。

今後、高齢化がますます進むうえ高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯、認知症高齢者のさらなる 増加が予測されていることから、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年度を見 据え地域の実情にあった「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。

そこで本市では、第6期計画において、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供し、高齢者一人ひとりの状態に応じて、地域の様々な支援・サービスを活用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の構築に向け、新たな介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策、多様な生活支援サービスの取り組みを進めてまいりました。

また、地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年6月2日公布 平成30年4月1日施行)では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」がうたわれていることから、第7期においては、第6期計画で掲げた基本理念である「高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する」を継承するとともに、高齢者の自立支援・重度化防止への取り組みの強化、医療・介護の連携の推進、地域共生社会に向けた取り組みの推進等、具体的取り組みと施策の効果的な展開を図ってまいります。

#### 2 計画の位置づけ

#### (1) 法的根拠

『高齢者福祉計画』は老人福祉法第20条の8により、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として定めることとされています。

また、『介護保険事業計画』は介護保険法第 117 条により、市町村は3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

#### (2) 関連計画との調和

本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した第5次川口市総合計画を上位計画とし、その方針に沿って策定されるものです。また、川口市地域福祉計画をはじめ、他の関連計画との整合を図りながら策定するものとします。

#### ■国・県・市関連計画との関係

【国】総合確保方針(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律) 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針

整合

#### 川口市自治基本条例

「第5次川口市総合計画」(平成28年度~平成37年度)

「やさしさ あんしん いきいきプラン」 第7期(平成30年度~平成32年度) 川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

連携 整合

川口市地域福祉計画

川口市障害者福祉計画

川口市障害者自立支援福祉計画

他関連計画

#### 【埼玉県】

埼玉県高齢者支援計画

第7期

(平成 30 年度~平成 32 年度)

【埼玉県】 第7次埼玉県 地域保健医療計画 (平成30年度~平成35年度)

#### (3)計画の期間

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間については、安定した財政運営のため、保険料の算定期間(3年)との整合性を図り、3年を1期と定められています。

したがって、本計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとします。

第7期計画の期間は、平成30(2018)年度~平成32(2020)年度までとします。

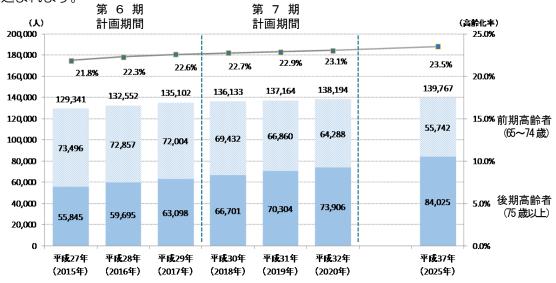
| 平成 27<br>(2015)<br>年 度 | 平成 28<br>(2016)<br>年 度 | 平成 29<br>(2017)<br>年 度 | 平成 30<br>(2018)<br>年 度 | 平成 31<br>(2019)<br>年 度 | 平成 32<br>(2020)<br>年 度 | 平成33<br>(2021)<br>年度 | 平成34<br>(2022)<br>年度 | 平成35<br>(2023)<br>年度 | 平成 36<br>(2024)<br>年 度 | 平成37<br>(2025)<br>年度 | 平成38<br>(2026)<br>年度 |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|----------------------|----------------------|
|                        | 第6期                    |                        | 复                      | <b>育了期</b>             |                        |                      | 第8期                  |                      | 箩                      | 第9期                  | $\rightarrow$        |
|                        | 地域包括ケアシステムの構築          |                        |                        |                        |                        |                      |                      | <b>&gt;</b>          |                        |                      |                      |

## ◆ 川口市の高齢者の現状と今後の見込み

#### 1 高齢者人口

川口市における高齢化の推移をみると、総人口に占める 65 歳以上の割合(高齢化率)は、平成 37 (2025) 年には 23.5%に達すると見込まれます。

また、75 歳以上の後期高齢者数は、平成 31 (2019) 年には 70,304 人と前期高齢者数 (66,860人) を上回り、7万人台になると見込まれ、平成 37 (2025) 年には 84,025 人と なると見込まれます。



資料:住民基本台帳·推計值(各年10月1日)

※ 将来の推計値は、平成 29 年 10 月 1 日の住民基本台帳を基に厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」 (※1) により推計したものです。

※1 「地域包括ケア見える化システム」とは、市町村における計画策定にあたり、「介護・医療の現状分析・課題の抽出」「介護サービス見込み量等の将来推計」などの機能を提供する厚生労働省が運営するシステムです。

#### 2 認定者数

要支援・要介護認定者数の推移をみると、今後も要支援・要介護認定者数は増加が続き、平成37(2025)年には27,982人と増加が見込まれます。



資料:介護保険事業状況報告·推計値(各年9月末現在)

## ◆ 第7期計画の基本理念と基本方針

第7期(平成30年度~平成32年度)においては、地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に、第6期計画における基本理念・基本方針を踏襲しつつ、国等の新たな方向性をふまえた展開を図るものとします。

## 基本理念

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する。

## 基本方針

## 1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち

住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加 や交流の場の充実を図るとともに、介護予防を推進し、いつまでも元気に暮らせるまち をめざします。

#### 2 介護が必要となっても安心して暮らせるまち

一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの能力に応じた質の高い介護サービスを受けなが ら、安心して暮らせるまちをめざします。

また、中・重度の要介護状態であっても安心して生活をおくれるまちをめざします。

#### 3 地域が連携して支えあいながら暮らせるまち

保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実した、また、地域住民による声かけや見守り活動等の充実した、地域で支えあいながら暮らせるまちをめざします。

### 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、介護、予防、医療、生活支援、住まいなどのサービスを切れ目なく利用することができるしくみのことです。

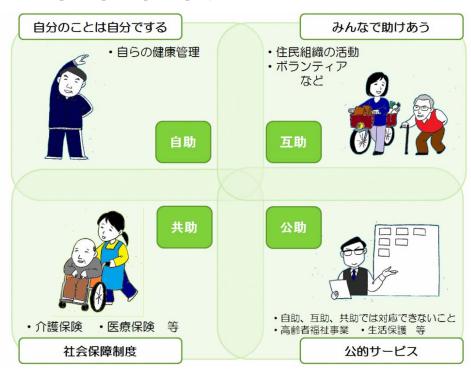
国においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年をみすえて、この地域包括ケアシステムの構築を全国的に進めています。

本市では、第6期において、地域包括ケアシステムの構築のために計画していた必要な機関やサービスの設置・導入、人員配置等の整備を行い、環境を整え「つながるしくみ」づくりを推進してまいりました。

第7期においては、これらの「つながり」をより強固なものとし、さらに深化・推進するために、「支えあいのしくみ」づくりおよび「5つの施策」を積極的に展開していきます。

## 「支えあいのしくみ」づくり

■「自助」「互助」「共助」「公助」の関係図



地域包括ケアシステムの構築においては、自分の健康を守る努力の「自助」と住民同士の支え合い、助け合いの「互助」を基本として、必要なかたには「共助」、これらで解決できないときには「公助」を使うというバランスが重要になってきます。

本市では、生活支援体制の基盤整備を積極的に推進し地域の「つながり」を強固にするとともに、地域の人々がお互いに助け合い、支えあいながら地域の課題に取り組めるよう支援を行います。

## 地域包括ケアシステムの深化・推進のための5 つの施策

#### 1 在宅医療・介護連携の推進

○ ICTを活用した情報連携の推進

在宅医療・介護サービスが切れ目なく利用できるよう、医療と介護の関係者が情報を共 有できるICTシステムを活用し、連携体制の整備を推進します。

〇 連携拠点の活用

専門職を配置した「在宅医療サポートセンター」において、医療・介護の適切なサービスがスムーズに受けられるよう在宅療養患者の支援を推進します。

#### 2 認知症施策の推進

○ 新オレンジプラン施策の推進

新オレンジプランに基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み 慣れた地域で暮らし続けられるよう、体制の整備を図ります。

○ 認知症サポーターの活躍の場の充実

認知症サポーター養成講座の受講者が、様々な場面で活躍できる場の充実を図り、見守り体制づくりと認知症の人を含む高齢者等に優しい地域づくりに取り組みます。

#### 3 生活支援体制の基盤整備

○ 多様な主体によるサービスの活用

地域のボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体によるサービスを活用することで高齢者がサービスを利用しやすい地域づくりをめざします。

○ 生活支援コーディネーターによる取り組みの強化

生活支援コーディネーターにより、ボランティア等の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や、ネットワークの構築、地域のニーズとサービスのマッチングなどを行い、生活 支援サービスの充実を図り高齢者の社会参加を促します。

○ 協議体による地域の情報共有・連携の推進

協議体により、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進し、生活支援サービスの体制の整備を図ります。

#### 4 地域ケア会議の推進

○ 地域のネットワーク構築に向けた会議の充実

行政、事業者、地域団体、地域住民等の連携を強化し、個人や地域の課題解決に向けた 地域ケア会議の充実を図ることで、地域づくりや社会資源の開発を進めます。

自立支援型地域ケア会議の導入

自立支援・重度化防止の視点で、多職種からの専門的な助言を得ながらケアプランを作成、支援方法を検討する自立支援型地域ケア会議の開催を推進します。

#### 5 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 自立支援・重度化防止に向けたサービスの充実 利用者が自立支援・重度化防止に必要なサービスを選択できるよう基準緩和サービス等、 多様な主体によるサービスを充実させ広く周知を図ります。
- 自立に向けた介護予防ケアマネジメントの支援 地域包括支援センターや介護支援専門員が、利用者の自立に向けた介護予防ケアマネジ メントができるよう支援・研修を行います。

### サービス基盤の整備のための主な施策

#### 1 在宅サービスの充実

〇 今後、中・重度の要介護者の増加が見込まれることから、在宅での医療・介護サービスが 連携により効果的・効率的に提供されるよう、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪 問介護看護などについて、日常生活圏域ごとに整備を進め在宅サービスの充実を図ります。

#### 2 サービス基盤の整備

- 上記サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)を除く、地域密着型サービスについては、ニーズや利用状況を把握しながら必要な量を日常生活圏域内でバランスよく配置されるよう、今後とも圏域間の調整を行い、計画的に整備を図ります。
- 居宅介護(予防)サービスについては、ニーズや利用状況を把握しながら、整備区域を限定 せずに必要な量の整備を図ります。
- 施設サービスについては、認知症や高齢単身世帯などにより、在宅での生活の維持継続が困難な要介護者や医療的ケアが必要とされる要介護者に対して、適切にサービスが提供できるよう計画的に整備を図ります。

## ■定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の提供イメージ図



## 第 7期 計画の体系

| 基本方針                     | 主な施策                    | 方 向 性                              |  |  |  |  |
|--------------------------|-------------------------|------------------------------------|--|--|--|--|
|                          |                         |                                    |  |  |  |  |
|                          |                         | (1) 健康の保持・増進                       |  |  |  |  |
|                          | 1 健康・生きがいづくり            | (2) 健康づくり施策との連携                    |  |  |  |  |
| 基本方針 1                   |                         | (3) 生きがいづくり・社会参加                   |  |  |  |  |
| ※本方町 「<br>いつまでも元気に       |                         | (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進             |  |  |  |  |
| 楽しく暮らせるまち                | 0. 人类又吐。白六九江            | (2) 予防給付(要支援者への介護保険サービス            |  |  |  |  |
|                          | 2 介護予防・自立生活<br>支援の充実    | :看護、リハビリなどの重度化防止)の充実               |  |  |  |  |
|                          |                         | (3) 在宅福祉・生活支援サービス等の充実              |  |  |  |  |
|                          |                         | (4) 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進          |  |  |  |  |
|                          |                         | (1) カウサービスの女宝                      |  |  |  |  |
|                          | 4 A=#/DBA11 1*= 0       | (1) 在宅サービスの充実<br>(2) サービス基盤の整備     |  |  |  |  |
|                          | 1 介護保険サービスの<br>充実       | (3) 在宅医療・介護連携の推進                   |  |  |  |  |
|                          | 707                     | (4) 認知症施策の推進                       |  |  |  |  |
|                          |                         | (4) 応知症心束の狂進                       |  |  |  |  |
|                          | 2 地域密着型サービス・ 介護保険施設等の整備 | (1) 地域密着型サービスの充実                   |  |  |  |  |
| 基本方針 2                   | 日標                      | (2) 施設サービスの整備・充実                   |  |  |  |  |
| 介護が必要となっても<br>安心して暮らせるまち |                         |                                    |  |  |  |  |
|                          |                         | (2) 医療と介護の連携による包括的なケアマネジメント<br>の充実 |  |  |  |  |
|                          | 3 サービスの質の向上             |                                    |  |  |  |  |
|                          |                         | (4) 情報公表等による質の向上                   |  |  |  |  |
|                          |                         |                                    |  |  |  |  |
|                          |                         | (6) 介護人材の確保                        |  |  |  |  |
|                          |                         |                                    |  |  |  |  |
|                          | 1 地域包括支援センター            | (1) 地域を支援する体制の強化                   |  |  |  |  |
|                          | の効果的な運営                 | (2) 効果的な運営体制の構築                    |  |  |  |  |
|                          |                         | (3) 日常生活圏域について                     |  |  |  |  |
| +++                      | 2 地域包括ケアを支える            | (1) 地域ケア会議の推進                      |  |  |  |  |
| 基本方針 3<br>地域が連携して        | しくみの整備・充実               | (2) 生活支援体制の基盤整備                    |  |  |  |  |
| 支えあいながら                  |                         | (1) 地域で支えあうしくみづくり                  |  |  |  |  |
| 暮らせるまち                   |                         | (2) 伝え育むしくみづくり                     |  |  |  |  |
|                          | 3 地域福祉の充実               | (3) その人らしく暮らす環境づくり                 |  |  |  |  |
|                          |                         | (4) 避難行動要支援者登録制度                   |  |  |  |  |
|                          |                         |                                    |  |  |  |  |
|                          | 4 地域共生社会に向けた工程          |                                    |  |  |  |  |

## 基本方針1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち

- 1 健康・生きがいづくり
- (1)健康の保持・増進 (2)健康づくり施策との連携 (3)生きがいづくり・社会参加

#### 主な取り組み

- ◆ 地域における交流の場の充実、老人クラブ活動の充実
- 2 介護予防・自立生活支援の充実
- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

#### 主な取り組み(介護予防・生活支援サービス事業)

- ◆ 訪問介護、通所介護(従来の介護予防相当のサービス)
- ◆ 家事援助に特化した訪問サービス ◆ 機能訓練に特化した通所サービス
- ◆ 3か月程度集中的に訪問し心身の回復を支援し、通所サービスにつなげるサービス
- ◆ 3か月程度集中的に通所サービスを利用し運動機能改善をめざすサービス

#### 主な取り組み(一般介護予防事業の「介護予防普及啓発」)

- ◆ 健康アップ教室、口腔教室
- ◆ 生き生きデイサービス(健康づくり、生きがいづくりなどのプログラム)
- ◆ 介護予防ギフトボックス(体験参加型のきっかけづくり)など
- (2) 予防給付(要支援者への介護保険サービス:看護、リハビリなどの重度化防止)の充実

#### 主な取り組み

◆ 介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具 など

#### (3) 在宅福祉・生活支援サービス等の充実

#### 主な取り組み

- ◆ 在宅生活の安心を支えるサービス
  - (日常生活用具給付事業、ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業、福祉電話の貸与、緊急通報システムの貸与、高齢者寝具乾燥消毒事業、配食サービス事業、重度要介護高齢者福祉手当支給事業)
- ◆ 日常生活の自立を支えるサービス (自立支援(ホームヘルパー)派遣事業、自立支援(福祉機器貸与)事業、軽度生活支援 事業)
- ◆ 住宅環境整備事業(住宅改善整備費補助、高齢者世帯住替家賃助成、入居保証支援)
- ◆ 長寿の祝い等(敬老祝金、敬老祝賀事業、百歳長寿者訪問)

#### (4) 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

#### 主な取り組み

- ◆ 自立支援や重度化防止に関する普及啓発(研修、勉強会等)
- ◆ 高齢者自身が担い手となる機会づくり
- ◆ 多職種連携による地域ケア会議の定期的な開催
- ◆ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)と協議体における活動充実 など

## 基本方針2 介護が必要となっても安心して暮らせるまち

- 1 介護保険サービスの充実
- (1) 在宅サービスの充実

#### 主な取り組み

- ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護または小規模多機能 型居宅介護の整備を促進するため、整備に対する補助を引き続き実施。
- ◆ また、上記サービスの利用が促進されるよう、サービスの普及啓発について検討及び取り組みの実施。

#### (2) サービス基盤の整備

#### 主な取り組み

- ◆ 地域密着型サービスの中でも、医療と介護の提供が可能な、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護、看護小規模多機能型居宅介護または小規模多機能型居宅介護は整備に対する補助を引き続き実施するとともに、必要に応じて、補助の更なる拡充も検討。
- ◆ 居宅介護(予防)サービスの整備及び地域共生社会に応じた共生型サービスの検討。
- ◆ 施設サービスは計画的な整備を図るとともに、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) については、待機者の解消及び入居希望者のニーズに沿った整備を促進するための補助を 実施。(利用希望の多い「多床室」を含む施設は市全域、「ユニット型」のみは市街化区域 を補助対象とする。)

#### (3) 在宅医療・介護連携の推進

#### 主な取り組み

- ◆ 地域包括ケア連絡協議会による課題の検討
- ◆ ICTによる医療・介護関係者間の情報連携の推進
- ◆ 在宅医療サポートセンターによる相談支援
- ◆ 在宅医療・介護関係者の研修

#### (4) 認知症施策の推進

#### 主な取り組み (新オレンジプラン施策の推進)

- ◆ 認知症への理解を深めるための普及・啓発
- ◆ 認知症サポーターの活躍の場の充実
- ◆ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ◆ 認知症初期集中支援チームの利用促進
- ◆ 認知症の人の介護者への支援
- ◆ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり (見守り体制づくり、成年後見センターと連携した成年後見制度利用促進等)

#### 2 地域密着型サービス・介護保険施設等の整備目標

(1) 地域密着型サービスの充実

#### 主な取り組み

◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、24 時間対応のサービスの整備のため、引き続き整備補助を実施。

#### (2) 施設サービスの整備・充実

#### 主な取り組み

- ◆ 介護者人福祉施設(特別養護者人ホーム)の整備では、引き続き入居者や待機者への調査を行い、今後必要となる床数や居室のタイプ等の把握に努める。また、必要な整備が進められるよう、施設・施設整備への補助を引き続き実施。
- ◆ 介護療養型医療施設の転換への対応

#### 3 サービスの質の向上

#### 主な取り組み

- (1)介護給付費の適正化の推進
- (2) 医療と介護の連携による包括的なケアマネジメントの充実
- (3) 介護サービス従事者等の質の向上
- (4)情報公表等による質の向上
- (5) 事業者に対する指定・監督
- (6)介護人材の確保

#### 〇 川口市介護相談員派遣事業について

川口市では、介護保険サービス利用者や家族からの疑問や不安を解消し、介護サービスの質の向上をめざすため、平成 14 年度から介護相談員派遣事業を実施しています。

介護相談員とは、介護保険のサービスを利用しているかたのなかには、サービス提供事業者の対応やサービスの質について、要望や希望、疑問や不満を抱いているかたも少なくありません。しかし、事業者の職員などに対する気兼ねなどから、我慢や遠慮をしてしまうことがあります。

介護相談員は、行政でも事業者でもない第三者の立場で、利用者などからお話を聞き、利用者と事業者との橋渡しを行い、問題の改善や介護サービスの質の向上に向けた活動を行います。

## 基本方針3 地域が連携して支えあいながら暮らせるまち

#### 1 地域包括支援センターの効果的な運営

#### 【 市内地域包括支援センター一覧 】



単位:人

|                   |        | 平位.八   |  |  |  |  |
|-------------------|--------|--------|--|--|--|--|
| 地区名               | 人口     | 65 歳以上 |  |  |  |  |
| ①中央               | 38,588 | 6,818  |  |  |  |  |
| ②横曽根              | 46,305 | 8,618  |  |  |  |  |
| ③西                | 28,836 | 5,645  |  |  |  |  |
| ④青木               | 36,537 | 8,118  |  |  |  |  |
| ⑤上青木              | 23,000 | 5,713  |  |  |  |  |
| ⑥前川               | 19,014 | 5,159  |  |  |  |  |
| ⑦南平               | 33,041 | 7,538  |  |  |  |  |
| ⑧南平みなみ            | 32,046 | 6,769  |  |  |  |  |
| 9新郷               | 22,156 | 6,385  |  |  |  |  |
| ⑪新郷東              | 17,605 | 5,045  |  |  |  |  |
| ⑪神根               | 28,789 | 7,863  |  |  |  |  |
| 12神根東             | 19,385 | 4,993  |  |  |  |  |
| ③芝                | 30,540 | 7,156  |  |  |  |  |
| 14芝伊刈             | 22,762 | 6,251  |  |  |  |  |
| 15芝西              | 32,373 | 8,331  |  |  |  |  |
| 16安行              | 37,420 | 8,703  |  |  |  |  |
| ①戸塚               | 33,357 | 5,861  |  |  |  |  |
| 18戸塚西             | 33,952 | 5,020  |  |  |  |  |
| 19鳩ヶ谷東部           | 28,198 | 7,701  |  |  |  |  |
| ②0鳩ヶ谷西部           | 36,146 | 7,922  |  |  |  |  |
| 亚芹 20 年 1 日 1 日田左 |        |        |  |  |  |  |

平成30年1月1日現在

#### (1) 地域を支援する体制の強化

#### 主な取り組み

- ◆ 地域包括支援センターの増設や各センターの業務内容の拡大
- ◆ 地域包括支援センターの業務量増大に応じた組織体制・人員体制の強化

#### (2) 効果的な運営体制の構築

#### 主な取り組み

- ◆ 地域包括支援センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を推進。
- ◆ 川口市介護保険運営協議会等による評価、PDCA の充実等、継続的な評価・点検の取り組みを強化するとともに、センターの取り組みの周知を図る。

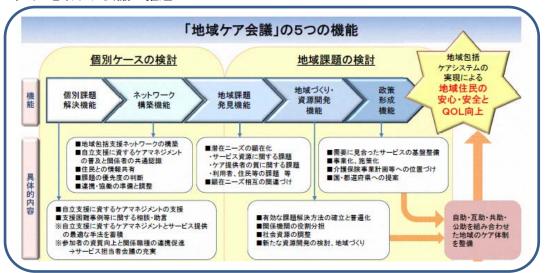
#### (3) 日常生活圏域について

#### 主な取り組み

◆ 各地域の高齢者人口の推移や地域ケア会議での議論の状況等を踏まえつつ、必要性が認められた場合は、圏域の見直しを実施。

#### 2 地域包括ケアを支えるしくみの整備・充実

#### (1) 地域ケア会議の推進



#### (2) 生活支援体制の基盤整備

#### 主な取り組み

◆ 生活支援コーディネーターによる担い手の養成・発掘など、地域資源の開発や、ネット ワークの構築、地域のニーズとサービスのマッチングなどを行い、生活支援サービスの充 実や高齢者の社会参加に向けた取り組みを実施。

出典:

厚生労働省

◆ 協議体による多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進し、生活支援サービスの体制整備を推進。

#### 3 地域福祉の充実

(1) 地域で支えあうしくみづくり 【第2期川口市地域福祉計画 基本目標1】

(2) 伝え育むしくみづくり 【第2期川口市地域福祉計画 基本目標2】

(3) その人らしく暮らす環境づくり 【第2期川口市地域福祉計画 基本目標3】

(4)避難行動要支援者登録制度

#### 地域共生社会に向けた工程

【地域共生社会に向けた工程】現在~今後

#### 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

#### 「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し、 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

#### 改革の背景と方向性

#### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

〇個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援

〇人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

#### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

〇住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す 〇地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

#### 改革の骨格

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域 課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

#### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- ●地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、 生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ●共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】
- ●市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な 包括的支援のあり方の検討

#### 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、 民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と 丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援
  - 地域丸ごとのつながりの強化

対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討

●福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の 一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

#### 実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年:

- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化 ◆ 共生型サービスの創設 など

- ◆ 介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価 など ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化
- 平成31(2019)年以降: 更なる制度見直し

2020年代初頭:

全面展開

#### 【検討課題】

①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)

②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方 ③共通基礎課程の創設

出典:厚生労働省

## ◆ 介護サービス給付の推移と見込み

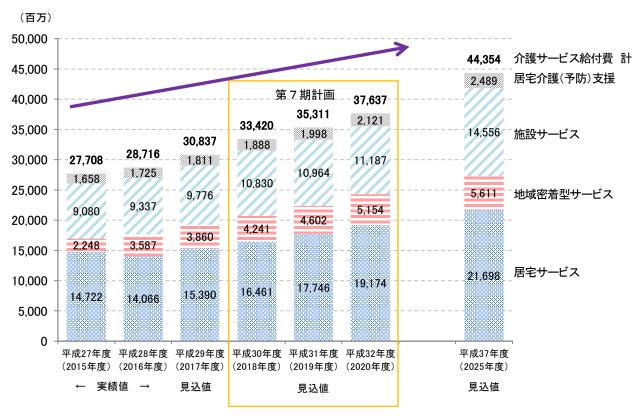
#### 1 介護サービス給付の推移と見込み

介護サービス(予防給付、介護給付)にかかる費用について、第7期の3年間に必要な費用額は、およそ1,064億円と見込まれます。

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 (2025) 年以降には、給付費のさらなる増大が予測されます。

高齢化の進展による介護サービス給付費上昇は、被保険者、国・県・市負担を増加させます。 本市では、こうした状況に対応し介護保険制度の安定した運用を図れるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて、高齢者の自立支援・重度化防止などの施策を計画的に進めます。

#### 【 介護サービス給付費の推移 】



資料:介護保険事業計画用ワークシート

#### 2 標準給付費等見込額(計画年度別)

#### 【 第7期標準給付費等見込額 】

(単位:千円)

|                                    |             | _ ,                    |                      |                 |                 |
|------------------------------------|-------------|------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|
|                                    | 合計          | 第 7<br>平成 30<br>(2018) | 期<br>平成 31<br>(2019) | 平成 32<br>(2020) | 平成 37<br>(2025) |
| 標準給付費見込額(A)                        | 113,464,160 | 35,251,272             | 37,600,495           | 40,612,393      | 47,860,023      |
| 総給付(一定以上所得者負担の<br>調整後)             | 107,078,633 | 33,276,110             | 35,505,885           | 38,296,638      | 45,130,906      |
| 総給付費                               | 106,368,037 | 33,420,333             | 35,310,726           | 37,636,978      | 44,353,526      |
| 一定以上所得者の利用者負担の<br>見直しに伴う財政影響額      | ▲616,420    | ▲144,223               | ▲228,570             | ▲243,628        | ▲287,105        |
| 消費税率等の見直しを勘案した<br>影響額              | 1,327,016   | 0                      | 423,729              | 903,287         | 1,064,485       |
| 特定入所者介護サービス費等給付額※1(資産等勘案調整後)       | 3,450,369   | 1,106,656              | 1,133,343            | 1,210,370       | 1,426,421       |
| 特定入所者介護サービス費等給<br>付額               | 3,450,369   | 1,106,656              | 1,133,343            | 1,210,370       | 1,426,421       |
| 補足給付の見直しに伴う財政影<br>響額               | 0           | 0                      | 0                    | 0               | 0               |
| 高額介護サービス費等給付額※2                    | 2,558,764   | 748,353                | 837,656              | 972,755         | 1,146,392       |
| 高額医療合算介護サービス費等給<br>付額※3            | 306,206     | 98,261                 | 100,581              | 107,364         | 126,529         |
| 算定対象審査支払手数料※4                      | 70,188      | 21,892                 | 23,030               | 25,265          | 29,775          |
| 審査支払手数料一件あたり単価 (円)                 |             | 40                     | 40                   | 40              | 40              |
| 審査支払手数料支払件数                        | 1,754,688   | 547,300                | 575,758              | 631,630         | 744,376         |
| 審査支払手数料差引額                         | 0           | 0                      | 0                    | 0               | 0               |
| 地域支援事業費 (B)                        | 5,599,057   | 1,787,702              | 1,868,964            | 1,942,392       | 2,466,153       |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費                   | 3,126,613   | 973,177                | 1,041,695            | 1,111,742       | 1,598,309       |
| 包括的支援事業・任意事業費                      | 2,472,444   | 814,525                | 827,269              | 830,650         | 867,844         |
| 合 計 (標準給付費見込額 (A)<br>+地域支援事業費 (B)) | 119,063,217 | 37,038,974             | 39,469,459           | 42,554,785      | 50,326,177      |

資料:介護保険事業計画用ワークシート

#### ※1 特定入所者介護サービス費等給付額

介護保険施設等における居住費・食費のうち、基準となる費用と低所得のかたの負担限度額の差額 を公費で賄う額。

#### ※2 高額介護サービス費等給付額

介護保険の自己負担額が著しく高額になったかたの負担を軽減するため、その費用を公費で賄う額。

※3 高額医療合算介護サービス費等給付額

介護保険と医療保険を合わせた自己負担額が著しく高額になったかたの負担を軽減するため、その費用を公費で賄う額。

#### ※4 算定対象審査支払手数料

介護報酬審査、支払事務を委託している国民健康保険団体連合会に支払う経費。

## ◆ 第7期計画期間の第1号被保険者の介護保険料

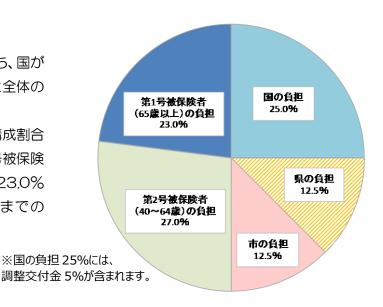
第7期計画期間(平成30(2018)年度から平成32(2020)年度)において介護保険サービスを利用する要介護認定者数の見込みや介護サービスに対する需要量、供給量等から推計した結果に加え、段階的に実施される予定の所得の低いかたへの保険料の軽減強化等をふまえ、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの各年度における所得段階別保険料を算定しました。

なお、平成30(2018)年4月の介護報酬改定率は全体で0.54%の引き上げを見込んでいます。

#### 1 介護給付費の負担割合

介護保険サービスに要する経費のうち、国が 25.0%、県が12.5%、市が12.5%と全体の 半分を公費で負担します。

第7期では、高齢者が増加し、人口構成割合が変化したことに対応するため、第1号被保険者負担割合がこれまでの22.0%から23.0%へ、第2号被保険者負担割合がこれまでの28.0%から27.0%へと変更されます。



#### 2 第1号被保険者保険料

#### (1) 保険料基準額

各所得段階において保険料を決める基準となる金額のことです。

保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

〇基準額(年額) = 給付にかかる費用×65歳以上のかたの負担分(23%) ÷65歳以上の人数



#### (2) 所得段階別負担軽減

第7期計画期間においては、第6期計画期間に引き続き保険料負担に関する緩和措置を図り、保険料の上昇への対応に努めます。

#### (3) 公費投入

所得の低いかた(市民税非課税世帯)の保険料負担を軽減するため、公費(国・県・市)を投入し、乗率の引き下げを行います。

#### (4) 保険料所得段階

本市においては、国が示している9段階を基本に、市民の負担能力に応じた独自の多段階 化を行い、17段階を設定しています。

#### ■ 第7期計画の第1号被保険者保険料

| 所得段階   | 対 象 者   | 基準額に<br>対する<br>負担割合 | 保険料(年額)          | 《参考》<br>第6期計画<br>保険料(年額) |
|--------|---|---------------------|------------------|--------------------------|
| 第1段階   | ●生活保護を受給しているかた<br>●老齢福祉年金の受給者で、<br>本人および世帯全員が住民税非課税のかた<br>●本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金<br>額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた | 0. 43<br>(※)        | 26, 980 円<br>(※) | 25, 540 円<br>(※)         |
| 第2段階   | ●本人および世帯全員が住民税非課税で、<br>前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を<br>超え、120万円以下のかた  | 0. 70               | 43, 930 円        | 41, 580 円                |
| 第3段階   | ●本人および世帯全員が住民税非課税で、<br>前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を<br>超えるかた   | 0. 75               | 47, 070 円        | 44, 550 円                |
| 第 4 段階 | ●本人は住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、<br>前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以<br>下のかた   | 0. 85               | 53, 340 円        | 50, 490 円                |
| 第 5 段階 | ●本人は住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、<br>前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を<br>超えるかた  | 基準額                 | 62, 760 円        | 59, 400 円                |
| 第6段階   | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 125 万円未満のかた   | 1. 10               | 69, 030 円        | 65, 340 円                |
| 第7段階   | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 125 万円以上 150 万円未満のかた  | 1. 25               | 78, 450 円        | 74, 250 円                |
| 第8段階   | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 150 万円以上 200 万円未満のかた  | 1.40                | 87, 860 円        | 83, 160 円                |
| 第9段階   | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 200 万円以上 250 万円未満のかた  | 1. 50               | 94, 140 円        | 89, 100 円                |
| 第10段階  | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 250 万円以上 300 万円未満のかた  | 1. 60               | 100, 410 円       | 95, 040 円                |
| 第11段階  | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 300 万円以上 350 万円未満のかた  | 1. 70               | 106, 690円        | 100, 980円                |
| 第12段階  | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 350 万円以上 400 万円未満のかた  | 1. 80               | 112, 960円        | 106, 920円                |
| 第13段階  | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 400 万円以上 450 万円未満のかた  | 1. 90               | 119, 240円        | 112,860円                 |
| 第14段階  | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 450 万円以上 500 万円未満のかた  | 2. 00               | 125, 520円        | 118,800円                 |
| 第15段階  | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満のかた  | 2. 10               | 131, 790円        | 124, 740円                |
| 第16段階  | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満のかた  | 2. 20               | 138, 070円        | 130, 680円                |
| 第17段階  | ●本人が住民税課税で、<br>前年の合計所得金額が800万円以上のかた   | 2. 30               | 144, 340 円       | 136, 620円                |

- 〇 (※)第1段階の基準額に対する負担割合および保険料(年額)は、公費による軽減後のものです。
- 第1~第3段階については、政令改正により更なる公費軽減を実施する場合があります。
- 〇 介護保険法施行令の改正に伴い、平成30(2018)年4月から、保険料段階の判定基準となる合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得については、特別控除後の所得金額を用いることになります。

なお、第1~第5段階においては、基準となる合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額を 用いることになります。 「平成30年4月1日 中核市 川口 誕生」



川口市マスコットキャラクター「きゅぽらん」

## やさしさ あんしん いきいきプラン 第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版

発 行 日 平成30年3月

発 行 川口市役所

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号

電話:048-258-1110 (代表)

企画・編集 福祉部 長寿支援課/介護保険課

表紙の絵:「福祉の日デザイン画」中学生・一般の部

佳 作 野口 彩 作